

令和4年1月26日

事業主 様
健康保険委員 様

サニーピア健康保険組合
業務課長

令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額の特例について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、厚生労働省からの通知により、標準報酬月額の改定について保険者算定による特例措置を次のとおり講じてきました。

<これまでの特例措置>

期間等 特例回数	特例対象期間 ※報酬急減対象月	届出受付期間	留意点
第1回	令和2年4月～ 令和2年7月	～令和3年1月末 (令和3年2月1日)	期間内の複数月の特例 届出は不可
第2回	令和2年8月～ 令和2年12月	～令和3年2月末 (令和3年3月1日)	期間内の複数月の特例 届出は不可
第3回	令和3年1月～ 令和3年3月	～令和3年5月31日	
第4回	令和3年4月～ 令和3年7月	～令和3年9月30日	
第5回	令和3年8月～ 令和3年12月	令和3年9月1日～ 令和4年2月28日	★現在特例措置継続

【関係通知】

令和3年12月24日付厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1224第1号）

1. 今回の特例内容と対象者等

◆令和4年1月～令和4年3月までの間に急減月が生じた者についての特例

(以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、届出により急減月の翌月から標準報酬月額を改定できる取扱い)

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことにより、急減月が生じた者。
- ② 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、当該急減月に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者。
- ③ 特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している者

2. 手続き等の方法

(1) 提出書類

- ① 被保険者報酬月額変更届 (別紙1-1)
- ② 申立書 (別紙2) ※同意書 (参考様式別紙3) は事業所で保管

(2) 受付期間

令和4年1月24日 (月)～令和4年5月31日 (火)

(3) 留意点

- ① 上記1の特例について、複数回 (月) 行うことや届出後に急減月の選択を変更することはできません。
- ③ 本特例措置の届書及び申立内容を確認できる書類は、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間保存をお願いします。

<お問合せ先> サニーピア健康保険組合 業務課 Tel 078-321-1241